

島根県報

号外第三〇号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

目 次

規則

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(総務課) 一

告示

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務 委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 宮道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 の一部改正

(下水道推進課) 二
(" ") 三

規則

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第二十九号

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(島根県情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 島根県情報公開条例施行規則(平成十三年島根県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「郵便料金」の下に「又は信書便料金」を加える。
(島根県規則の一部改正)

様式第一号中「郵便料金」を「料金」に改める。

第二条 島根県規則施行規則(昭和五十一年島根県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第九十四号の二様式、第九十四号の三様式、第九十八号様式その一、第九十八号様式その二、第百号様式及び第百十一号様式中「郵便料金」を「通信料金」に改める。

(島根県規則施行規則の一部改正)

5 島根県自然環境保全条例施行規則
6 島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則

7 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

8 物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

第三条 島根県核燃料税条例施行規則（平成十一年島根県規則第百四号）の一部を次のようにより改正する。

第一号様式中「郵便印鑑捺印」を「通印印」に改める。

（島根県住民基本台帳法施行細則の一部改正）

第四条 島根県住民基本台帳法施行細則（平成十四年島根県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による送付」に改める。

第四条第一項、第五条第二項、様式第二号及び様式第七号中「郵送」を「郵便等」と「送付」に改める。

（島根県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第五条 島根県自然環境保全条例施行規則（昭和五十二年島根県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号タ中「集合郵便受箱」の下に「、信書便差出箱」を加える。

（島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正）

第六条 島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和四十年島根県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第一項に規定する信書便により送付」に改める。

（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正）

第七条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年島根県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第一項に規定する信書便により送付する」に改める。

九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

（物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部改正）

（物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成七年島根県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。）

第六条の見出し中「郵便」を「郵便等」に改め、同条中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加える。

第八条 物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成七年島根県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「郵便」を「郵便等」に改め、同条中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県情報公開条例施行規則、島根県県税条例施行規則又は島根県核燃料税条例施行規則の規定により作成した用紙での規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第三百三十二号

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成十年島根県告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田 信義

第四条第二項中「郵送する」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第一項に規定する信書便により送付する」に改める。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県告示第三百三十三号

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成十五年島根県告示第百一十八号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第三条第二項中「郵送する」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により送付する」に改める。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

平成15年3月28日

島根県報

号外第30号 (4)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行